

古事記神話における「隐身」の訓読をめぐる

岸* 根 敏 幸

はじめに

古事記神話の冒頭部分に位置する別天つ神と神世七代の記述には「隐身」という語が三回登場している。「隐身」であると説明されている神には、古事記神話全体の構想に深く関わっていると思われるタカミムスヒやカムムスヒも含まれており、「隐身」とは何かという解明が、古事記神話の特色を明らかにする上で重要な意味をもっているということは、容易に予想されるのである。もちろん、これまでの先行研究においても、「隐身」に関して様々な考察がなされてきたわけであるが、筆者の見るかぎり、議論がまだ十分に尽くされているとは思えないと思われるのである。

る。それに関してまず問題とすべきなのは、「隐身」という語をどのように訓読すべきなのかという点である。本稿ではこの問題について、特に『古事記』における語法という点に注目しながら、検討したいと思う。

一 「隐身」の訓読における二つの型

「隐身」という語（厳密には「隐身也」という文章）をどのように訓読するかという点については、大きく分けて二つの型があると考えられる。筆者が確認することのできた『古事記』の写本、校訂テキスト、関連する研究文献に見られる訓読も、その二つの型のどちらかに属していると言えるのである。そこでまず、その二つの型について説明することにしよう。

一つの型は、「身」を「隠す」という他動詞の目的語と捉えて、「身を隠す」と訓読するものである。この「身を隠す」に敬語を付加するのかどうか、付加するならば、どのような敬語をどこに付加するのかどうか、また、助動詞を付加するののどうかなどによって、その訓読にはさらに違いが出てくるであろう。この型の訓読に該当するものとして、以下のようなものを挙げることができる。

・身を隠しき^①

・身を隠したまふ^②

・身を隠したまひき⁽³⁾

・身を隠したまへり⁽⁴⁾

・身を隠します⁽⁵⁾

・身を隠しましき⁽⁶⁾

・身を隠します⁽⁷⁾

・身を隠したまひき⁽⁸⁾

このように、微妙な違いにまで目を向けるならば、様々な訓読の仕方があるということになるが、しかし、それらの違いは、「隠身」という語を解釈する上で本質的な問題ではないと言っても差し支えないであろう。したがって、本稿の以下の記述では、それらの訓読を「身を隠す」型という⁽⁹⁾ことで、一つのグループとしてまとめておきたいと思う。

そして、もう一つの型は、「隠」を「隠る」という自動詞の連用形が名詞化したものとして捉え、それを「身」という名詞と結びつけて複合語化させた「隠り身」⁽¹⁰⁾と訓読するものである。これについても、「隠身」という訓読の後に敬語を付加するのかどうか、また、助動詞を付加するのの⁽¹¹⁾かどうかなどによって、その訓読にはさらに違いが出てくるであろう。この型の訓読に該当するものとして、以下のようなものが挙げられる。

・隠身なりき⁽¹²⁾

古事記神話における「隠身」の訓読をめぐって(岸根)

・隱身にます⁽¹³⁾

・隱身にまします⁽¹⁴⁾

・隱身を治しめしき⁽¹⁵⁾

最後の「隱身を治しめしき」というのはかなり破格なものであるが、それはさておいて、この型の訓読についても、それらの違いは、「隱身」という語を解釈する上で本質的な問題ではないと言っても差し支えないであろう。したがって、本稿の以下の記述では、それらの訓読を「隱り身」型ということで、一つのグループとしてまとめておきたいと思う。

二 「隱り身」という訓読を阻む主張

前章で示したように、『古事記』の写本、校訂テキスト、関連する研究文献を見るかぎり、「身を隱す」型の訓読を採用するものが圧倒的に多いと言える。日本古典文学大系本、新編日本古典文学全集本、新潮日本古典集成本といった広く知られた『古事記』校訂テキストも、そのような訓読を採用しているのである。しかし、その一方で、「隱り身」型の訓読を採用しているものも若干ではあるが、存在しているのである。訓読の妥当性は多数決によって、あるいは、何らかの権威によって決まるわけでもないで、しかるべき根拠に基づいて、どちらの型の訓読が妥当である

のかを考える必要があることは言うまでもない。

そこで、その根拠に関してこれまでに大きな役割を果たしてきた主張（本稿の以下の記述では、この主張を「前述の主張」と呼ぶ場合がある）があることに目を向けたい。¹⁶それは「而」という語の存在に焦点をあてたものである。その主張に言及する前に説明しておかなければならないことがあるが、「はじめに」で述べたように、古事記神話において「隱身」という語は三回登場していて、それを含む文章の原文を示すと、次のような形になっている。

・独神成坐而、隱身也。

ここに登場する「独神」という語は「隱身」という語に常に結びついて登場しているものであることから、両者は不可分の関係にあると言つてよいであろう。なお、その関係についての考察は「隱身」の意味に関わってくるものなので、本稿ではあえて触れず、別稿で扱うことにしたい。そして、この文章に含まれる「而」という語は文脈上、順接の接続であることを示していると考えられる。このような場合、「しかしして」や「しかうして」とは訓読しないで、直前の語の末尾を「して」や「て」という形に変化させて、「而」は実際には訓読しない置き字として扱うのが通例である。

さて、先ほど触れた主張というのは、「而」をはさんでいる前後の部分は、並列されているのであるから、同じような形で訓読されるのが望ましいと指摘するものである。つまり、「A而B」という文章において、Aが体言ならばBも体言とし、Aが用言ならばBも用言とするというように、形をそろえるのが自然であるというのである。この主

張を「独神成坐而、隱身也」という文章に適用するならば、前の部分はどうか考えても、「成り坐して」と訓読するしかなく、明らかに用言の形になっている以上、後の部分も同様に「身を隠す」という用言の形で訓読すべきであるということになる。したがって、「隠り身」という体言の形で訓読するのは妥当でないと結論づけられるのである。

この主張は、今から九十年以上も前の大正時代末期に提示されたものであるが、今日に至るまで、取り立てて批判にさらされることもなく、古事記神話研究において受け入れられてきた。⁽¹⁷⁾そして、この主張こそが「隠り身」という訓読を阻んできたものと言えるのである。

なお、この主張と直接関係するわけではないが、引用した文章の末尾にある「也」は、文末では直前の体言に付いて「なり」と訓読される場合がある。もし「なり」と訓読されるならば、その直前の語は体言の形になると考えられるが、しかし、そのことは「隠身」を「隠り身」という体言として訓読すべきであるという積極的な根拠にはなりえないであろう。というのも、「隠身」が「隠り身」という体言として訓読されるならば、直後の「也」は確かに「なり」と訓読される可能性があるが、「隠身」が「身を隠す」という用言として訓読されるならば、「也」は置き字として訓読されない、というだけのことだからである。そのような置き字としての「也」の用例は、以下に示すように、『古事記』には実に多く見出されるのである。なお、用例には、古事記神話の文章で、前の部分に「而」を含むものを選択している。⁽¹⁸⁾

・天沼矛を賜ひて、言依せ賜ひき（賜天沼矛而、言依賜也）。

・竺紫の日向の橘小門の阿波岐原に到り坐して、襖ぎ被へたまひき（到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原而、襖被也）。

・天石屋の戸を開きて、刺しこもり坐しき（開天石屋戸而、刺許母理坐也）。

・如此行ひ定めて、日八日夜八夜以ちて遊びき（如此行定而、日八日夜八夜以遊也）。

・手足に取り懸りて、哭き悲しびき（取懸手足而哭悲也）。

・天逆手を青柴垣に打ち成して、隠りき（天逆手矣、於青柴垣打成而隱也）。

・火を以ちて其の殿に著けて、産みき（以火著其殿而産也）。

これらの用例のように、古事記神話において文章の末尾に「也」が置き字として用いられることは非常に多く、したがって、その直前の語が体言であるかどうかということは何の関係もないと言えるのである。

前述のように、「而」をはさんだ前後の部分が体言なら体言、用言なら用言と形がそろっていなければならないという主張は、現在でもなお有効なのであり、そのために、「隠り身」型の訓読はかなり分が悪い状態にあると言えるのであるが、たとえば漢文の訓読文に「信にして疑はれ、忠にして謗らる」（信而見疑、忠而被謗¹⁹）というものがあ
る。これは『史記』（屈原賈生列伝）の中にある有名な文章である。この文章では「而」をはさんだ前後の部分が体
言と用言というように異なる形になっている。したがって、「而」をはさむ前後の部分が同じ形にそろっていなけれ
ばならないという主張は、ここでは成り立たないであろう。

古事記神話における「隐身」の訓読をめぐって（岸根）

しかし、それはあくまでも一般論という形になってしまっているのであって、『古事記』でそのような形がありうるのかという点こそが最優先されることは言うまでもない。そして、そのことは同時に、この主張にも当てはまることであろう。「而」をはさんだ前後の部分が同じ形にそろっていなければならないということが、たとえ一般論として成り立っていることが多いにしても、『古事記』ではどうかということが最優先されなければならないのである。そして、もしこの主張に反するような用例が『古事記』の中に見つかるのであれば、あくまでも『古事記』においてという限定つきではあるが、「而」をはさんだ前後の部分が異なる形になっているようなもの、ここでは特に「隠り身」という訓読の可能性を認めざるをえないということになるのである。結局のところ、なすべきことは、「而」をはさんだ前後の形について、『古事記』の用例を網羅的に調べるしかないということになるであろう。

三 「而」の前後の形に関わる『古事記』の用例調査

「而」という語は『古事記』全体では五百七十三回登場している（そのうち、古事記神話では二百六十六回²⁰）が、それはすべて「A而B」という形で登場している。つまり、「而」は前の部分と後の部分という二つの間にはさまる形でのみ用いられているのであり、「……而して（而るに）……」というように、前にある完結した文章に対して、逆説的に別の文章がつながっていくような語法はまったく見られないということなのである。

なお、先ほど挙げた『古事記』全体の回数には、「上つ巻」の冒頭にある序文に十三回登場する用例も含まれているが、その序文については、先行研究において『古事記』自体とは異質なものであるとか、本来の『古事記』には存在していなかったのではないかと指摘もある。²¹⁾ 筆者はその序文の実在性を全面的に否定しているわけではないが、この序文に書かれていることだけに基づいて、『古事記』の特色を論じるのは危険なのではないかと考えている。²²⁾ したがって、調査の対象にはするが、序文に登場する「而」の前後の形に関わる用例にしか見られないような顕著な特色がある場合には、その扱いに慎重を期さなければならないであろう。ただし、調査を終えた結果から言えば、序文の用例にしか見られないような顕著な特色というものは見出されなかったので、実質的には何の影響もなかったということを付言しておきたい。

さて、用例を調査した結果についてであるが、五百七十三回中で五百五十四回（古事記神話では二百六十六回中で二百五十七回）という大部分の用例が、「用言＋而＋用言」という形になっていて、しかも、その場合の用言というのはすべて動詞であるということが明らかになった。この大部分の用例には属さないものとして、「如A而B」という形で、前の部分が「如くして」という助動詞で終わっている形ものが十一回登場している。それについて、いくつかの用例を紹介すると、次のようなものがある。²³⁾

・国稚く浮ける脂の如くして、くらげなすただよへる時に、葦牙の如く萌え騰れる物に因りて成れる神の名は（国稚如浮脂而、久羅下那州多陀用弊流之時、如葦牙因萌騰物而成神名）、

古事記神話における「隐身」の訓読をめぐって（岸根）

・赤かがちの如くして、身一つに八つの頭・八の尾有り（如赤加賀智而、身一有八頭・八尾）。

・唯、僕が住所をば、天つ神の御子の天津日繼知らすとだる天の御巢の如くして、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりて、治め賜はば（唯、僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而、於底津

石根宮柱布斗斯理、於高天原氷木多迦斯理而、治賜者）、

・恒つねに石の如くして、常ときに堅く動かず坐さむ（恒如石而、常堅不動坐）。

助動詞は自立語ではないので、厳密に言えば、用言ではないのであるが、だからといって、「如し」を無視して、「体言＋而＋用言」の用例として位置づけることもできないであろう。助動詞は活用するので、相対的には、体言よりは用言に近いと言えるかもしれない。

なお、一番目の用例で、「浮ける脂の如くして」が「而」をはさんで、何と並列されているのかについては判断に苦しむところがある。考えられる可能性としては、①くらげなす（「なす」は「」のように」という意味を表す補助動詞とされる²⁴）、②くらげなすただよへる、③くらげなすただよへる時に、という三つが想定されるが、③のように捉えると、「国稚く浮ける脂の如くして」が、「くらげなすただよへる時に」とともに、その後の「葦牙の如く萌え騰がる物に因りて成れる神の名は」という文章とそのまま接続してしまい、文意が通じなくなるので、実際の可能性としては論外と言える。したがって、「浮ける脂」が「ただよへる」ものなのかどうかという点で、①か②のどちらかになるであろう。「雲が漂う」という言い方は普通になされるので、無生物である脂が漂うことも認められるのである。

うから、①のように、「浮ける脂の如くして」が「くらげなす」と並列されて、ともに「ただよへる」に掛かっていると解釈することも可能であろうし、もう一方の②のように、「浮ける脂の如くして」と「くらげなすただよへる」が並列されて、ともに「時に」掛かっていると解釈することも可能であろう。そのどちらであるかは断定的に判断することはできないように思われる。

三番目の用例は、「而」をはさんだ単純な並列とは思えない、複雑な構造をもつ文章として捉えるべきであろう。この文章の基本的な構造は、「唯、僕が住所をば」と「治め賜はば」(この場合の「治む」とは建物を作るということ)とが、目的語と動詞という関係で結びついたものであり、そこにその「治め賜」う仕方を補足説明する「天つ神の御子の天津日繼知らすとたる天の御巢の如くして」と「底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりて」という二つの句が各々末尾に「而」を伴って挿入されているという形をとっているのである。後述することになるが、このような語法は特に注目されるのである。

以上のように、「用言+而+用言」という形をとらない用例の中で特筆すべきものを紹介してきたが、他にも、「悪しき事にあれども一言、善き事にあれども一言」(雖悪事而一言、雖善事而一言)や、三回登場していて、殆ど定型的な接続詞と化している「然くして」(然而、・・・)のように、「用言+而+用言」以外の用例が、数としてはごくわずかであるが、登場しているのである。⁽²⁶⁾

そして、いよいよこの調査の目的である、「而」をはさんで、体言と用言が並んでいる、すなわち、「体言+而+用

「言」あるいは「用言＋而＋体言」となっている用例が見出されるのかという点であるが、結論から言えば、そのような用例が存在しているが明らかになった。前者の「体言＋而＋用言」の形になっている用例として、次のものが挙げられる。⁽²⁷⁾

・身一つにして、面四つ有りて（身一而面四）、

これはイザナキとイザナミによる国生みで生まれた伊予の二名嶋と筑紫嶋に関する説明で出てくるもので、したがって、この用例は二回登場している。「而」をはさんで、前の部分が体言、後の部分が用言という形になっていて、明らかに「而」をはさんで体言と用言が並列される形になっているのである。ただし、体言と用言が並列されてはいないものの、この用例は実際にはそれほど違和感を与えるものではないように思われる。というのも、「身一つにして」という文章が、それを読む読者には「身一つ有りて」という形に容易に変換可能だからである。これに対して、本稿が考察の対象としている「独神成坐而、隱身也」という文章を「独神に成り坐して、隱り身なり」と訓読した場合、その文章をすんなりとは読み進めることができないように思われる。「成り坐して」と「隱り身」の間には、何か段差のようなものがあるが、単に並列しているものとして捉えることには違和感があるのである。

「身一つにして、面四つ有りて」という用例は、確かに「而」をはさんで、前の部分が体言、後の部分が用言となっていて、「而」をはさんだ前後の形がそろっていないという形が『古事記』に実際存在していることを示しているのであるが、それだけでは物足りなさを感じるであろう。それゆえに、前述の主張に対して、「隱身」という原文を「身

を隠す」ではなく、「隠り身」と訓読することが可能なのであるということを示す決定的な根拠にはなっていないように思われるのである。

そこで、さらに新たな用例を追加して根拠を補強する必要があるが、筆者が見るかぎり、次に示す用例は前述の主張を覆すような重要な意義をもつものであると考えられる。それは「用言＋而＋体言」の形になっている。²⁸⁾

・此の地は、韓国に向ひ、笠沙の御前を真来通りて、朝日の直刺す国、夕日の照らす国なり（此地者、向韓国、真来通笠沙之御前而、朝日之直刺国、夕日之日照国也）。

これは、天降りしたホノニギが定住しようとした場所をほめ称えた言挙げの文章である。³⁰⁾ この文章について、「而」をはさんだ前後の部分だけに注目するならば、「韓国に向ひ」と「笠沙の御前を真来通りて」という二つの用言と、「朝日の直刺す国」と「夕日の照らす国」という二つの体言とが並列された形になっていることは明らかであろう。そして、「韓国に向ひ、笠沙の御前を真来通りて」と「朝日の直刺す国、夕日の照らす国」という二つの部分の間には、「独り神と成り坐して」と「隠り身」との間に見られたものと同様に段差のようなものがあって、違和感があるのである。では、違和感をもたらすその段差の正体とは何なのであるうか。

引用した新たな用例の文章は、その基本的な構造に注目するならば、「此の地は」と「朝日の直刺す国、夕日の照らす国」という二つの部分が主語と述語という関係で結びついていると言えるものである。そして、その二つの部分の間に、「韓国に向ひ」「笠沙の御前を真来通りて」という二つの句が「而」を末尾に伴って、挿入されているのであ

る。この二つの句は、文脈からみて、「朝日の直刺す国、夕日の照らす国」について補足説明をするような役割を果たしていると考えられる。

このように、一見すると、「韓国に向ひ」「笠沙の御前を真来通りて」という二つの用言が「朝日の直刺す国」「夕日の照らす国」という二つの体言と「而」をはさんで並列されているように思われるのであるが、実際には、主語と述語からなる元々の文章に、別の句が述語を補足説明するために挿入されているという複雑な構造をしていると考えられるのである。これは、同じように、「而」をはさんで、体言と用言が並んでいる、前述の「身一つにして、面四つ有りて」とは異なつた構造をもつ用例と言えるであろう。

そしてさらに、まったく同じような構造をもつと考えられる用例がもう一つ存在している。^①

・ 其の天之日矛の持ち渡り来し物は、玉津宝と云ひて、珠二貫、又、浪振る比礼、浪切る比礼、風振る比礼、風切る比礼、又、奥津鏡、辺津鏡、并せて八種なり（其天之日矛持来物者、玉津宝云而、珠二貫、又、振浪比礼、切浪比礼、振風比礼、切風比礼、又、奥津鏡、辺津鏡、并八種也）。

これは古事記神話ではなく、『古事記』「中つ巻」に見られる記述で、外国から日本にやって来たアマノヒボコが將來してきた物について語る文章である。この文章も基本的な構造は「其の天之日矛の持ち来し物は」と「珠二貫、又、浪振る比礼、浪切る比礼、風振る比礼、風切る比礼、又、奥津鏡、辺津鏡、并せて八種なり」という二つの部分が主語・述語という関係で結びついていると言えるものである。その二つの部分の間に、「玉津宝と云ひて」（玉津宝云而）

という句が「而」を末尾に伴って、挿入されているのである。そして、この場合も、挿入された「玉津宝と云ひて」という句は、列挙された八つの物を総称する名称を付加するという補足説明の役割を果たしていると考えられるのである。このように、「而」という語が前後の部分を並列させているというよりは、ある句の末尾に付随して、それを挿入句のような形にしている事例については、前述した「如A而B」の形として示した三番目の用例の説明のところでも確認した通りである。

そして、引用したこの二つの用例を一つの形式として表すならば、次のようになるであろう。すなわち、「AはBなり」(A者、B也)というのが文章の基本的な構造であり、そのAとBの間に、「而」を末尾に伴ったCが挿入されて、「Aは、Cにして、Bなり」(A者、C而、B也)という新たな構造を作り出していると指摘することができるであろう。そして、二つの用例において、Cは用言であり、Bは体言なので、結果として、「而」をはさんで用言と体言が並列されているように見えるのである。

したがって、そのような用例を、「而」をはさんだ前後の部分だけに注目し、それらの二つが単に並列させられているものであると捉えるならば、実に不安定な表現として受け止められることになるだろうし、前述の主張のように、そのような形は語法上、認められないということにもなりかねないであろう。しかし、それらの二つは本来、並列させられているものではないのである。主語と述語からなる元々の文章に、「而」を末尾に伴う句が挿入され、そして、「而」をはさんでいるために、それらがあたかも並列されたもののように見え、読む側もそのように捉えてし

まうことこそが、前述した違和感をたらす段差の正体と言えるものなのである。

四 「隠身」を含む文章の語法的な考察

そして、本稿が考察の対象とする「隠身」も、まさに第三章で説明してきたような特徴的な構造をもつ文章と関連づけて捉えることができるのである。これまで何度か引用・言及してきた「隠身」を含む文章は、論述の都合上、その一部しか示していなかったのであるが、実際の原文は次のような形になっているのである。なお、三回登場する用例は完全に一致しているわけではないので、正確を期するため、三つとも挙げておくことにしたい。

- ・ 此三柱神者、並独神成坐而、隱身也。
- ・ 此二柱神亦、並独神成坐而、隱身也。
- ・ 此二柱神亦、独神成坐而、隱身也。

この用例で「者」が「亦」に変わっているのは、同じ説明が繰り返されているからにすぎず、したがって、両者に本質的な違いはないと考えてよいであろう。これらの文章における基本的な構造は、「神者」が「隠身也」であるということであり、第三章で挙げた二つの用例と同じで、主語と述語という関係で結びついていると言えるものである。後者の「隠身也」をどのように訓読するのが問題なのであるが、この基本的な構造だけに注目するかぎり、「神

は、身を隠しき、「神は、隠り身なり」のどちらにも訓読することができるであろう。そして、そこに「而」を末尾に伴った「独神と成り坐して」という句が挿入されていると考えられるのである。前述のように、この挿入句が、基本的な構造を担っている述語を補足説明するような役割を果たしていると言えるのであるが、特にこの用例においては、「独神」が「隐身」に常に結びついて登場しているという不可分な関係からみて、「独神と成り坐して」というのは、「隠り身」であることの理由を述べていると位置づけることができるかもしれない。すなわち、「独神と成り坐し、」だから、「隠り身」なのであるという解釈の可能性が想定されるのである。本稿はあくまでも語法上から「隐身」の訓読を問おうとしているので（もつとも、意味への理解が無くして、正しく訓読することは不可能なのであるが）、その点については別稿で扱うことにしたいと思う。

このように考えるならば、「而」をはさんだ前後の部分は、体言なら体言、用言なら用言というように、同じ形にそろっていないなければならないという前述の主張が、少なくとも『古事記』に関しては、必ずしも当てはまらない場合がある、ということが明らかになったであろう。登場数はほんのわずかではあるが、『古事記』の中に、「而」をはさんだ前の部分が用言、後の部分が体言というように、形がそろっていない用例が実際に存在しているからである。それらは「AはBなり」（A者、B也）という基本的な構造に、「而」を末尾に伴うCが挿入されて、「Aは、Cにして、Bなり」（A者、C而、B也）という特徴的な構造をもっているものであり、しかも、引用した二つの用例のそれぞれにある「朝日之直刺国、夕日之日照国也」と「珠二貫、又、振浪比礼、切浪比礼、振風比礼、切風比礼、又、奥津鏡、

辺津鏡、并八種也」からもわかるように、Bの部分は明らかに体言の形になっており、したがって、「也」も前述のような置き字としてではなく、「なり」「ぞ」も可能であろう）と訓読されなければならないのである。

このような構造をもつ文章が『古事記』において複数回登場していて、それが意図的に使用されているとするならば、「隐身也」についても、「隠り身なり」という体言の形で訓読する可能性が十分あると言えるであろう。したがって、「而」の前の部分が「成り坐して」という用言であるから、「隐身」も「身を隠す」という用言の形で訓読すべきであるという、「隠り身」という訓読を長年阻んできた前述の主張も、必ずしもすべての用例に当てはまるものではないので、そのまま認めるわけにはいかないのである。前述の主張は『古事記』に於ける特殊なる訓法の研究』と題された書籍の中で述べられているものであるが、「隐身」の訓読に関しては、一般論の域を超えることなく、『古事記』に見られる「特殊なる訓法」を見落としている可能性も想定されるのである。

むすびに

以上のように、本稿では、古事記神話に三回登場する「隐身」という語の訓読をめぐって検討してきた。その訓読については、「身を隠す」型の訓読が多数派、「隠り身」型の訓読は少数派と言える状況であり、しかも、「而」をはさんだ前後の部分は体言なら体言、用言なら用言というように形をそろえなければならないという通説化した主張

が、「隠り身」と訓読することを阻んできたのである。それに対して、筆者は『古事記』に登場する「而」に関わる用例を網羅的に調査し、その主張が妥当であるのかを検証した。その結果、そのような主張に必ずしも合致していない用例を複数見出し、それらの中に「Aは、Cにして、Bなり」（A者、C而、B也）という特徴的な構造を見出したのである。そして、本稿が考察の対象にしている「隠身」という語を含む文章が、そのような用例とまったく同一の構造をもっていることを明らかにしたのである。

しかし、このような考察で切り開かれた知見は結局のところ、「隠身」という語を「隠り身」と訓読することが決して不可能ではないということを示したままであつて（もつとも、そのような特徴的な構造をもつ用例では、「而」をはさんだ後の部分が体言になつていふという事実から、「隠身也」についても体言として訓読される可能性はかなり高いと言えるが）、「身を隠す」型の訓読と、ようやく同じスタートラインに立つことができたということにすぎないのかもしれない。²²そして、「隠身」を「身を隠す」ではなく、「隠り身」と訓読しなければならぬと結論づけるためには、「隠身」と呼ばれるものの意味を問う必要があるだろう。具体的には「隠身」であると説明される神の古事記神話における位置づけ、「隠身」と常に結びついて登場する「独神」という語の意味、さらに、「身を隠す」ということが古事記神話の構想上で成り立ちうるのかなどといった問題が詳細に検討される必要がある。それらは今後の課題として位置づけておきたい。本稿は、古事記神話の特色を明らかにする上で重要と思われる「隠身」について、あくまでも『古事記』における語法という側面から、訓読のあるべき形を検討したのである。

(1) 山口佳紀、神野志隆光校注・訳『古事記』(平成十六年、第一版・第六刷、新編日本古典文学全集1、小学館、二十九頁)を参照。

(2) 『寛永版本古事記』(正式な書名は不明である。寛永二十一年、二条通観音町風月宗智、五丁表、中村啓信、菅野雅雄編『日本神話』(平成六年、重版、おうふう、十九頁)、森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』(平成二十七年、第一版・第一刷、おうふう、二十四頁)を参照。

(3) 倉野憲司、他校注『古事記祝詞』(昭和五十六年、第一版・第二十五刷、日本古典文学大系1、岩波書店、五十一頁)、荻原浅男、他校注・訳『古事記上代歌謡』(昭和六十年、第十五版、日本古典文学全集1、小学館、五十頁〜五十一頁)、西宮一民編『古事記新訂版』(平成十二年、新訂版・第十四刷、おうふう、二十六頁)、同上校注『古事記』(平成十七年、第一版・第十九刷、新潮日本古典集成、新潮社、二十六頁〜二十七頁)、西郷信綱著『古事記注釈 第一卷』(昭和五十年、第一版・第一刷、平凡社、六十八頁、八十頁、八十六頁)、次田真幸著『古事記(上)全訳注』(平成十六年、第一版・第四十六刷、講談社学術文庫、講談社、三十六頁)、武田祐吉訳注、中村啓信補訂・解説『新訂古事記付現代語訳』(昭和五十九年、第十版、角川文庫、角川書店、二十一頁〜二十二頁)、神野志隆光著『古事記の達成 その論理と方法』(平成十九年、第一版・第二刷、東京大学出版会、七十頁)、中西進著『古事記をよむⅠ天つ神の世界』(昭和六十年、再版、角川書店、三十四頁〜三十五頁)、

水林彪著『記紀神話と王権の祭り 新訂版』（平成十三年、新訂版・第一刷、岩波書店、十五頁）、金井清一著「身を隠したまふ神」（昭和六十年、『古典と現代』第五十三号、一頁）を参照。

(4) 前掲の『寛永版本 古事記』（四丁裏）を参照。

(5) 度会延佳校正『鼈頭古事記』（貞享四年、講古堂、一丁表〜裏）を参照。

(6) 青木和夫、石母田正、佐伯有清、他校注『古事記』（昭和五十七年、第一版・第一刷、日本思想大系1、岩波書店、十九頁）、益田勝実著『古事記』（昭和五十九年、第一版・第一刷、岩波書店、五十七頁、五十九頁、七十頁）を参照。

(7) 『古事記』の写本である前田本と曼殊院本と猪熊本（小野田光雄編『諸本集成古事記（上巻）』（昭和五十六年、第一版・第一刷、勉誠社、四十五頁右〜左）、前掲の『寛永版本 古事記』（四丁裏）を参照。このように、『寛永版本 古事記』では三回登場する「隠身」の訓読がすべて異なっているのである。

(8) 本居宣長著、小野田光雄解説『訂正古訓古事記 上』（昭和五十六年、第一版・第一刷、勉誠社、十九頁〜二十頁）、丸山林平校注『定本古事記』（昭和四十四年、第一版・第一刷、講談社、八十七頁、八十九頁）を参照。

(9) 「隠身」を「かくりみ」と訓読するのは、「隠る」を四段活用 of 動詞として捉えているからであるが、下二段活用 of 「隠る」も上代に存在している。後者の活用を採るならば、「かくりみ」ではなく、「かくれみ」と訓読することも可能であろう。事実、「隠れ^が処」「隠れ笠」など（なお、「隠」という漢字を用いてはいないが、「幽宮」を「かくれみや」と訓読する事例もある。小島憲之、西宮一民、他校注・訳『日本書紀1』（平成十八年、第一版・第四刷、新編日本古典文学全集2、小学館、六十一頁）

古事記神話における「隠身」の訓読をめぐって（岸根）

を参照)のように、下二段活用の連用形が名詞化して複合語を作る例は古い時代にも見られるが、四段活用の連用形が名詞化して複合語を作る例は、古い時代には見られないように思われる。その点を考慮するならば、「かくりみ」ではなく、「かくれみ」と訓読する方が妥当であるという可能性も出てくるであろう。ただし、本稿が問題としているのは、「隠身」を「身を隠す」という用言として訓読するか「隠身」という体言として訓読するかということである。そして、体言として訓読するにしても、それを「かくりみ」と「かくれみ」のどちらととして訓読するかというのは、その後に出てくる問題であり、しかも、それは『古事記』だけに留まらない大きな問題となることが予想されるのである。筆者が目指しているのは古事記神話で「隠身」がどのように位置づけられているのかを考察することなので、その問題に取り組む予定は今のところないのである。したがって、本稿ではこれまでの通例に基づき、「隠身」を「かくりみ」と訓読しておきたい。

(10) 本稿では「隠身」という語を二通りの意味で用いている。一つの意味は古事記神話の原文にある「隠身」のことであり、もう一つの意味は「かくりみ」と訓読された「隠身」である。まったく同じ「隠身」という形ではこの二つを区別しにくい場合があるので、後者については「隠り身」という表記を用いることにしたい。

(11) 「身を隠したまひき」と訓読しているものの、「原文の「隠身也」は「隠身なりき」とも訓めるはず」と指摘する研究もある。前掲の西郷信綱著『古事記注釈 第一巻』(七十七頁)を参照。また、筆者は直接確認していないが、山田孝雄述『古事記上巻講義 一』(昭和十五年、志波彦神社・塩竈神社古事記研究会)も「隠り身」と訓読しているという指摘がある(倉野憲司著『古事記全註釈 第二巻上巻篇篇(上)』(昭和四十九年、第一版・第一刷、三省堂、二十八頁)を参照)。

- (12) 鈴木知太郎監修、武谷久雄著『校註古事記』（平成二十年、第二十六版、笠間書院、七頁～八頁）を参照。
- (13) 田中頼庸校訂『校訂古事記』（明治二十年、神宮教院、上巻、一丁表～裏）、黒板勝美編『新訂増補国史大系7 古事記 先代旧事本紀、神道五部書』（平成十四年、新装版・第二刷、吉川弘文館、五頁）を参照。
- (14) 大野晋著『日本人の神』（平成十四年、第一版・第四刷、新潮文庫、新潮社、十七頁）を参照。
- (15) 『釈日本紀』に引用された『大倭本紀』という書物の記述に基づいて「治」という語を補ったと説明している。しかし、すべての『古事記』写本に見られない「治」という語を『古事記』以外の書物に基づいて補うことには問題があると思われる。敷田年治注『古事記標注』（明治十一年、森吉兵衛刊、二丁表、三丁裏、四丁表）を参照。
- (16) 三矢重松著『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』（大正十四年、文学社、十九頁）を参照。
- (17) 前掲の倉野憲司著『古事記全註釈 第二巻 上巻篇（上）』（二十八頁～二十九頁）、神野志隆光、山口佳紀著『古事記注解2』（平成五年、第一版・第一刷、笠間書院、三十一頁～三十二頁）、西宮一民著『古事記』冒頭神話の撰録過程上の考察』（平成十一年、『萬葉』第百六十九号、十八頁～十九頁）を参照。
- (18) 前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』（二十五頁（原文は百六十二頁、以下の表記の仕方も同じ）、三十二頁（百六十七頁）、三十七頁（百七十二頁）、五十二頁（百八十五頁）、五十三頁（百八十五頁）、五十四頁（百八十六頁～百八十七頁）、六十頁（百九十一頁）を参照。ただし、引用にあたって、訓読や表記の一部を変更した。
- (19) 塚本哲三編輯『漢文叢書 史記四』（昭和二年、有朋堂書店、四百八十二頁）を参照。

古事記神話における「隠身」の訓読をめぐって（岸根）

四五五

(20) ただし、本居宣長が作成した『古事記』校訂テキストにおける「而」の用例は、『古事記』全体で五百七十四回（その内、古事記神話では二百六十七回）と、一回多くなっている。これは、古事記神話でオホクニヌシが天つ神の御子に国を譲る場面で、「乃隠也。故随白而」という文章を補っているからである。しかし、これはすべての『古事記』写本に見られない、創作された文章なので、そこに含まれる「而」は当然、調査の対象とはならないのである。前掲の本居宣長著、小野田光雄解説『訂正古訓古事記 上』（百三十頁）、大野晋編『本居宣長全集 第十卷』（昭和五十一年、第一版・第三刷、筑摩書房、百二十二頁）を参照。

(21) 神野志隆光著『古事記の世界観』（昭和六十一年、第一版、第一刷、吉川弘文館、二十頁、三十七頁）、三浦佑之著『古事記のひみつ 歴史書の成立』（平成十九年、第一版・第二刷、吉川弘文館、百七頁〜百十九頁）を参照。

(22) 一例として、序文では『古事記』の完成を報告した年を「和銅五年」としているが、それに基づくならば、『古事記』の方が『日本書紀』（養老四年完成）よりも八年早く成立していたことになる。しかし、序文の記述だけに基づいて、成立に関して、そのような前後関係を予め固定してしまうことは、両神話の関係を考察する上で大きな影響を与えることになるであろう。筆者は、①古事記神話と日本書紀本文神話（筆者は日本書紀神話の各段冒頭に登場する、編纂者が正式に認めている神話を「本文神話」と呼んでいる。岸根敏幸著『古事記神話と日本書紀神話』（令和元年、第一版・第二刷、晃洋書房、二頁）を参照）が最初から最後までほぼ同じ形で物語が展開していること、②それにも関わらず、両神話には、世界、神、国の統治という根本的な事柄の捉え方に大きな違いが見られること、③古事記神話に比べて、日本書紀本文神話の記述はあまりにもコンパクトで

あり、イザナキとイザナミが地上に国土を作ろうとした理由、アマテラスが天に送られた理由、悪神と位置づけられ、根の国に追放されたスサノヲがヤマタノヲロチを退治して、草薙剣をアマテラスに献上した理由、タカミムスヒが神話の後半で唐突に「皇祖」として登場している点など、神話という一つの物語を展開する上で、内容的に不十分な点が多いと思われること、そして、④『古事記』という存在はほとんど知られることがなく、それが表面に出てきたのは、幕府という武士の政権が誕生して、朝廷の権威が衰微していった時代であったということ、というような理由から、一つの仮説として、古事記神話は、日本書紀神話の編纂に関わっていないながら、その編纂に納得できなかった人々が、自らが是とする神話を密かに編纂して、秘密裏に保持していたものだったのではないかと考えている。つまり、古事記神話の方が日本書紀神話よりも後に成立したのではないかと推定しているものであり、それゆえに、序文の記述をそのまま鵜呑みにすることはできないのである。また、それ以外の例として、神話の解釈自体に大きな影響を与える可能性も考えられる。それは、神話の冒頭を飾る天地の成り立ちに関するものである。古事記神話と日本書紀本文神話は、上方が天、下方が地というように分離したと述べている点で一致しているが、日本書紀本文神話の場合、天と地が分かれる以前の状況についても述べており、それを「混沌にして鶏子の如く」、すなわち、「形の定まらない状態であると述べている。それに対して、古事記神話自体は天地が分かれる以前の状態については何も言及していないのであるが、『古事記』の序文には「氣象未だ効れず。名も無く、為も無く」という記述がある。したがって、『古事記』序文のこの記述を取り入れるならば、天と地が分かれる以前についても、古事記神話と日本書紀本文神話の記述は基本的に一致しているということになるが、古事記神話の本文部分には見られない記述に依拠して、古事記神話の特色について論じるこ

古事記神話における「隠身」の訓読をめぐって（岸根）

とは、古事記神話を誤った方向に解釈する危険もあるのではないかと思われるのである。前掲の小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀1』（十九頁）、前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』（二十一頁）、前掲の岸根敏幸著『古事記神話と日本書紀神話』（五頁～六頁）を参照。

(23) 前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』（二十四頁（百六十一頁）、四十頁（百七十四頁）、五十五頁（百八十七頁）、五十九頁（百九十一頁）を参照。ただし、引用にあたって、訓読や表記の一部を変更した。

(24) 上代語辞典編修委員会編『時代別国語大辞典 上代篇』（昭和四十三年、第一版・第二刷、三省堂、五百二十二頁～五百二十三頁の「なす」の項）を参照。

(25) 以前、筆者はここに登場する「治む」を祭るという意味で捉えるべきであると述べたことがある。岸根敏幸著『古事記神話におけるオホクニヌシとウツシクニタマ——スサノヲの発言をめぐって——』（平成三十一年、『福岡大学人文論叢』第五十巻・第四号、千三百三十一頁～千三百三十二頁）を参照。しかし、最終的には祭るということになる点では本質的な違いはないものの、この「治む」を直接、祭るという意味には捉えずに、建物を造営するという意味で捉えることも可能なのではないかと考えている。日本では古来、神籬や磐座などを設けて、そこに神を迎えるという形で祭祀がおこなわれ、祭祀が終われば、神は元の世界に戻ると観念されていた。しかし、後には、祭祀の時に神を迎えるという形から、社殿を建てて、神がそこに常在するという形へと変化するようになったのである。そうすることによって、社殿に参拝することで、常時、神に接することを可能にするという意図もあつたであろう。このように、神に対して建物を建てるということは、結局、神をその建物に常在さ

せて、信仰の対象として祭り上げることを意味するのである。

- (26) 前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校 古事記』(百四十二頁(二百五十四頁)、六十三頁(百九十三頁)、七十三頁(二百一頁)、九十六頁(二百十八頁))を参照。なお、今回の調査の結果では、「而」をはさんで、前後の部分に体言が並列されるといふ用例はまったく見出されなかった。

- (27) 前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校 古事記』(二十六頁(二十七頁(百六十三頁))を参照。

- (28) 前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校 古事記』(五十八頁(百八十九頁))を参照。ただし、引用にあたって、訓読や表記の一部を変更した。

- (29) 本稿の考察に直接影響するものではないが、この「向韓国、真来通笠沙之御前」という部分については、先行研究において解釈が大きく分かれている。問題点として、①「韓国」とは朝鮮のことを指しているのか、それとも、日本書紀本文神話(第九段)が述べているように、不毛な国土を意味する「空国」のことを指しているのか、②「真来通」と「笠沙之御前」がどのような関係にあるのか、すなわち、「笠沙之御前」を通り過ぎることなのか、それとも、そこに通じているということなのかなど、この部分にテキスト上の問題があるとの指摘も相まって、今日に至るまで意見の一致を見えない。前掲の大野晋編『本居宣長全集 第十卷』(百九十八頁(二百頁)、西郷信綱著『古事記注釈 第二卷』(昭和五十一年、第一版・第一刷、平凡社、二百七十六頁(二百七十八頁)、倉野憲司著『古事記全註釈 第四卷 上巻篇(下)』(昭和五十二年、第一版・第一刷、三省堂、百七十九頁(百八十一頁)、前掲の山口佳紀、神野志隆光校注・訳『古事記』(百十八頁の頭注一・三)、前掲の西宮一

民校注『古事記』（九十一頁）、前掲の小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀1』（百二十一頁）を参照。

(30) 言霊信仰を前提とする言挙げについては、岸根敏幸著『古事記神話と言霊信仰（後編）——他者に幸禍をもたらす発言、お

よび、「言挙げ」——（平成二十九年、『福岡大学人文論叢』第四十九巻・第三号、八百九十四頁〜九百十五頁）を参照。

(31) 前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』（百十六頁〜百十七頁（二百三十四頁））を参照。ただし、引用にあたって、

表記の一部を変更した。

(32) 『古事記』における「隠」の用例（「隠身」を除いて十四例）と述べられていて、「隠伎之三子嶋」の「隠」は数に入れないということなのであろうか）がすべて動詞である点を、「隠身」を「身を隠す」と訓読すべき根拠として捉えようとする先行研究がある。しかし、他のすべての用例が動詞であるからといって、「隠身」の「隠」を動詞として捉えなければならないということには必ずしもならないように思われる。動詞以外の形が必要ならば、そのような形で登場させるのが自然なことだからである。古事記神話では、自らの役割を終えたイザナキがその後「淡海の多賀に坐す」と記述されているが、日本書紀本文神話には、それに相当するものとして、「幽宮かくれみやを淡路の洲つくとに構しり、寂然しじかんとしへに長ひさに隠かくれましき」という記述がある。この記述には「幽宮」という言葉が登場し、後に出てくる「隠れましき」との重複を避けるためなのか、「隠」という漢字は用いられてはいないが、「かくる」の連用形が名詞化した「かくれ」という語が登場している。『古事記』において「隠」は「隠る」「隠す」のように動詞として使用されているのであるが、「隠身」を、古事記神話の最初の部分に出てくる特別な神に対して用いられる、限定的な術語であると捉えることができるならば、動詞ではなく、動詞の連用形が名詞化した「隠」（「かくり」あるいは「かくれ」）

という語の存在を想定することもできるように思われる。この点については、古事記神話における「隐身」の意味の問題が大きく関与してくることは言うまでもない。前掲の神野志隆光、山口佳紀著『古事記注解 2』（三十二頁）、前掲の森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校 古事記』（三十四頁、ただし、引用にあたって、表記の一部を変更した）、前掲の小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀 1』（六十一頁～六十二頁）を参照。